

関係団体の長 殿

山 梨 労 働 局 長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等の周知について（依頼）

平素から、労働行政の推進に当たり格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」という。）が令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところです。

この改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等及び関係告示について所要の改正を行ったものであり、その詳細については別添1のとおりとなっています。

つきましては、上記の趣旨を御理解の上、引き続き事業場における健康診断の実施や労働者の健康管理等について適切にお取り組みいただくことと併せて傘下会員事業場等に周知いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省において、別添2及び別添3のとおり本制度改正の周知用リーフレットを作成しましたので、併せて傘下会員事業場等に周知いただきますようお願いいたします。

- ・リーフレット①「健診取扱いリーフレット」二次元コード…



- ・リーフレット②「健康診断を実施しましょう」二次元コード……………

